

令和4年2月14日	
担当課	資産統括局企画管理課
所属長	阿部 浩太郎
電話	06-6489-6222

正当な理由なく欠勤等を行った職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

資産統括局 会計年度任用職員(非常勤行政事務員)

懲戒免職(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

2 処分年月日

令和4年2月14日(月)

3 処分の概要

被処分者は、本市職員としての勤務時間に、一部勤務していない時間があるにもかかわらず、当該時間も勤務をしていたとして虚偽の業務報告を行い、令和3年4月から11月までの間で、計204時間にわたり、正当な理由なく勤務を欠いたもの。

当該行為は、職務専念義務違反であり、本市及び本市職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるものと判断し、地方公務員法に基づき、懲戒免職とした。

以上